

健康保険の給付を受ける権利は**2年間**で消滅します。時効の起算日から2年を過ぎてしまうと、給付を受けられなくなってしまうのでご注意ください。（健康保険法第193条）

給付金ごとの、時効起算日は以下のとおりです。

保険給付の種類	時効の起算日	例
療養費	療養費要した費用を支払った日の翌日	4月1日にコルセットを作成、装着し、4月10日にその費用を支払った 起算日＝4月11日→申請期限は、2年後の4月10日
高額療養費 （付加金）	診療月の翌月の1日 （自己負担分を診療月の翌月以降に支払ったときは支払った日の翌日）	4月1日から5月31日まで入院し、医療費が高額だった 4月分の起算日＝5月1日→申請期限は、2年後の4月30日 5月分の起算日＝6月1日→申請期限は、2年後の5月31日 ※2か月分の入院費用をまとめて6月5日に支払った 4・5月分の起算日＝6月6日→申請期限は、2年後の6月5日
移送費	移送に要した費用を支払った日の翌日	4月30日に移送、5月1日にその費用を支払った 起算日＝5月2日→申請期限は、2年後の5月1日
傷病手当金	労務不能であった日ごとにその翌日 ※傷病手当金は1日単位で給付金が支払われるため（待期期間は支給対象外）、時効も1日単位で発生します	4月1日から4月30日まで労務不能であった 4月1日の起算日＝4月2日→申請期限は、2年後の4月1日 ： 4月30日の起算日＝5月1日→申請期限は、2年後の4月30日
出産手当金	出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日 ※出産手当金は1日単位で給付金が支払われるため、時効も1日単位で発生します	4月1日から6月30日まで出産のため仕事を休んだ 4月1日の起算日＝4月2日→申請期限は、2年後の4月1日 ： 6月30日の起算日＝7月1日→申請期限は、2年後の6月30日
出産育児一時金	出産日の翌日	5月1日に出産した 起算日＝5月2日→申請期限は、2年後の5月1日
埋葬料(埋葬費)	死亡した日の翌日 （埋葬費は埋葬を行った日の翌日）	(埋葬料) 4月1日に死亡した 起算日＝4月2日→申請期限は、2年後の4月1日 (埋葬費) 4月1日に死亡し、4月3日に埋葬した 起算日＝4月4日→申請期限は、2年後の4月3日

時効完成までに請求してください。

1日でも過ぎると給付金をお支払いすることができません。